最終更新日：2016年10月28日

株式会社テラプローブ
代表取締役社長 渡辺　雄一郎
問合せ先：045-476-5711
証券コード：6627
http://www.teraprobe.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と位置づけております。その基本的な考え方は、経済・社会の構造的変化や急速に進展する半導体市場といった、当社を取り巻く経営環境の変化に迅速に対応できる業務執行体制を確立し、適切な管理・監督体制を構築することで、経営の効率化及び透明性の向上を図ることであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をいずれも実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
マイクロンメモリ ジャパン株式会社	3,680,000	39.64
MSIP CLIENT SECURITIES	1,077,100	11.60
株式会社アドバンテスト	760,000	8.18
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	614,200	6.61
株式会社SBI証券	261,400	2.81
内藤　征吾	138,300	1.48
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	126,000	1.35
神林　忠弘	120,100	1.29
家島　秀樹	96,500	1.03
BNY FOR GCM RE GASBU	80,400	0.86

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の大株主であるマイクロンメモリ ジャパン株式会社との取引においては、総コストを勘案して交渉により条件を決定し、当社ひいては少数株主の利益を害さないよう努めております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
萩原　俊明	他の会社の出身者					○		○				
福田　岳弘	他の会社の出身者					○		○				
森本　賢治	他の会社の出身者					○		○				
森　直樹	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
萩原　俊明		主要な取引先かつ主要株主であり、当社が半導体検査業務を継続的に受託しているマイクロンメモリ ジャパン株式会社の取締役兼Senior Director,Japan Asministrationであります。	半導体事業分野に経験・知見を有するものとして、当社事業に対する適切な助言がなされることを期待して選任しております。
福田　岳弘		主要な取引先かつ主要株主であり、当社が半導体検査業務を継続的に受託しているマイクロンメモリ ジャパン株式会社の管財人代理兼経理財務本部長であります。	財務・経理分野および半導体事業分野に経験・知見を有するものとして、当社事業に対する適切な助言がなされることを期待して選任しております。
森本　賢治		主要な取引先かつ主要株主であり、当社が半導体検査業務を継続的に受託しているマイクロンメモリ ジャパン株式会社のシニアアシスタントジェネラルカウンセルであります。	企業法務および半導体事業分野に経験・知見を有するものとして、当社事業に対する適切な助言がなされることを期待して選任しております。
森　直樹	○	該当事項はありません。	弁護士としての経験により、企業法務に関する経験・知見を有するものとして、当社事業に対する適切な助言がなされることを期待して選任しております。 当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しうる為、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―

報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬諮問委員会	4	0	0	1	1	2	その他

補足説明

委員は、代表取締役が指名し取締役会決議で選任しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室、監査役及び会計監査人は定期的に打合せを行い、監査状況などについて報告、情報交換を行うなど連携をはかっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
増子　尚之	他の会社の出身者							△		△				
檜垣　修	他の会社の出身者							△						
打越　佑介	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増子　尚之		主要な取引先かつ主要株主であり、当社が半導体検査業務を継続的に受託しているマイクロンメモリ ジャパン株式会社の元監査役及び元従業員であります。	財務・会計及び半導体事業分野に経験・知見を有するものとして、取締役の適正な業務執行を監視することを期待して選任しております。
檜垣　修	○	当社が半導体検査業務を継続的に受託しているルネサスエレクトロニクス株式会社の元従業員であります。	半導体事業分野に経験・知見を有するものとして、取締役の適正な業務執行を監視することを期待して選任しております。 当社と取引関係のあるルネサスエレクトロニクス株式会社の元従業員でありますが、退職後年月が経過していることから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しうる為、独立役員に指定しております。
打越　佑介	○	該当事項はありません。	弁理士としての経験により、企業の知的財産に関する経験・知見を有するものとして、取締役の適正な業務執行を監視することを期待して選任しております。 当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しうる為、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

社内取締役については、上期と下期それぞれの業績に応じて、半年間の基本報酬に一定の加減算を加えることとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告においては、社内、社外別総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、取締役会決議により、株主総会で決議された取締役報酬総額の枠内で、常勤・非常勤の別及び役職別の基本報酬の基準（金額レンジ）を設定し、個人別金額の決定は、当該基準の範囲において役員報酬諮問委員会への諮問を条件として社長に一任することとしております。
なお、社内取締役については、上期と下期それぞれの業績に応じて、半年間の基本報酬に一定の加減算を加えることとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、事前に取締役会の開催通知、議案の案内、資料の配布を取締役会事務局から行い、社外取締役が議案の検討を十分に行えるようサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、社外取締役4名を含む取締役6名、及び全てが社外監査役である3名の監査役で構成される、取締役会設置会社・監査役会設置会社です。
取締役会メンバーに社外取締役を含めることで、取締役会の監督機能を強化しております。
当社は、経営環境および事業体制に相応しいと考える、下記の機関等を中心としたガバナンス体制を構築しております。

・取締役会
取締役6名（内4名が社外取締役）で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回開催しており、また迅速な意思決定を確保するために、必要に応じて随時臨時取締役会を開催しております。取締役会は、当社の経営に関する重要事項について意思決定するとともに、取締役の職務の執行及び執行役員による業務執行を監督しております。

・監査役会
常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名（全て社外監査役）で構成されており、毎月1 回の監査役会のほか、必要に応じて随時臨時監査役会を開催しております。監査役会においては、経営の妥当性、コンプライアンスなどに関して幅広く意見交換や検証を行い、適宜取締役の意思決定に関して善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を監視、検証しております。
また、監査役は取締役会へ出席するほか、常勤監査役は必要に応じて他の社内の重要会議へも出席しており、全社の状況を把握しながら経営に対する監視機能を発揮できる体制になっております。

・執行役員会
7名の執行役員で構成されており、原則として毎週1回開催しております。執行役員会は、取締役会が決定した基本方針に基づいて、一定範囲内の重要案件を決定するとともに、業務運営上重要な情報の共有を行っております。これにより、技術、事業環境等の変化に迅速に対応し、適切な決定を適時行える経営体制を整えております。

・役員報酬諮問委員会
代表取締役を除く取締役・監査役・執行役員及び顧問弁護士の中から選任される、監査役1名以上を含む3名以上の委員で構成され、取締役及び執行役員の報酬について答申を行っております。

・コンプライアンス委員会
コンプライアンスの徹底を図ることを目的として、コンプライアンス担当取締役、執行役員、常勤監査役及び内部監査室長をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、原則として四半期ごとに、また必要に応じて随時開催し、コンプライアンス推進の基本的な方針決定等の審議を行っております。

・内部監査室
適切な業務の執行を検証するため、業務部門から独立した社長直属の内部監査室を設置しております。内部監査室は、専任者2名で構成され、業務執行部門の監査を行い、その結果を社長に直接報告しております。

・会計監査人
当社の2015年度会計監査業務を執行した公認会計士は、新日本有限責任監査法人に所属する公認会計士井村順子及び安藤隆之氏であります。また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他13名により構成されております。

・取締役及び監査役との責任限定契約
当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法律に定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、半導体業界に精通している社外取締役及び弁護士としての経験から企業法務に関する専門的知見を有する社外取締役が経営的見地から当社の業務執行を監視し、また、財務・会計、半導体関連事業運営等の専門的知見を有する社外監査役及び常勤監査役並びに弁理士としての経験から知的財産権に関する専門的知見を有する社外監査役が、内部監査部門である内部監査室と連携して監査を行うことにより、業務の適正を確保できるものと考え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ホームページに招集ご通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算発表及び第2四半期決算発表後に説明会を開催いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.teraprobe.com/ir/library.html (1)IR資料(決算短信、有価証券報告書、説明会資料) (2)決算情報以外の適時開示資料 (3)株式情報 など	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門: ファイナンスディビジョン IR担当役員: CFO　神戸　一仁 IR事務担当責任者: 新名谷　尚枝	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	基本的な規範としてTera Probe Code of Conductを定め、当社グループの役員、従業員に遵守を義務付けております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と位置づけております。その基本的な考え方は、経済・社会の構造的変化や急速に進展する半導体市場といった、当社を取り巻く経営環境の変化に迅速に対応できる業務執行体制を確立し、適切な管理・監督体制を構築することで、経営の効率化及び透明性の向上を図ることであります。
当社は、取締役会において「株式会社の業務の適性を確保する体制の整備に関する基本方針」を決議し、その内容に沿って内部統制システムの整備を行っております。
その内容は以下の通りであります。

1．当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・企業活動全般において遵守する必要がある指針と基準を明確化したCode of Conductを当社にて作成し、その内容を当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役等及び使用人に周知徹底させるとともに、その遵守を義務付ける。
・コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を当社に設置し、当社グループのコンプライアンス体制を整備するとともに、当社グループ全体へのコンプライアンスの徹底を図る。
・当社グループの取締役等及び使用人が利用可能な内部通報制度（コンプライアンス・ヘルプライン）を設置し、当社グループに本制度を周知徹底し、法令上疑義のある行為等についての情報の確保に努める。
・取締役等及び使用人におけるコンプライアンス意識の向上を図るため、当社グループの取締役等及び使用人を対象としたコンプライアンス教育を実施する。
・反社会的勢力と一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で拒絶する。

（運用状況）
・イントラネットへの掲示、要約印刷物の配布等の方法で、Code of Conductの当社グループの取締役等及び使用人への周知徹底を図っております。
・コンプライアンス担当取締役、執行役員、常勤監査役及び内部監査室長から構成されるコンプライアンス委員会を4回開催し、当社グループのコンプライアンスに係る重要事項について審議・報告しております。
・取締役等及び使用人を対象にコンプライアンス研修を実施しております。
・コンプライアンス研修やイントラネットへの掲示等を通じて、コンプライアンス・ヘルプライン制度の内容、利用方法及び内部通報窓口を当社グループの取締役等及び使用人に対して周知しております。
・反社会的勢力と一切の関係を持たず、いかなる要求も毅然とした態度で拒絶することをCode of Conductに定め、また神奈川県企業防衛対策協議会への参加等により、反社会的勢力に関する情報収集を図っております。

2．当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役の職務の執行の適正に対する事後的なチェックを可能にすることを目的として、取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る文書を社内規則に則り保存及び管理する。

（運用状況）
・法令及び社内規則に則り、取締役会議事録の他、執行役員会議事録等の文書を適切に保存・管理しております。

3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社グループの企業経営及び事業環境に重大な影響を及ぼすリスクを確実に認識した上で、十分な事前検討と社内規程による牽制に基づき、適切な対策を実行する。
・当社グループの損失危機の管理に関する規程、体制整備及び対応方法の検討については、コンプライアンス委員会を通じて継続して推進する。
・大規模災害等、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、事業継続計画に関する社内規則を制定し、被害の拡大を最小限にとどめる体制を構築する。

（運用状況）
・コンプライアンス委員会において、当社のリスクマネジメント体制に関する報告・検討を行っております。
・当社グループ各社において事業継続に関する社内規則を制定し、イントラネットに掲示して周知徹底を図っております。また、大規模災害等の発生時における適切な初動対応を確認するため、BCP訓練を各事業所において実施しております。

4．当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社取締役会は、当社グループの経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、当社グループの業務執行状況を監督する。
・執行役員によって構成される執行役員会を当社において定期的に開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議し、執行役員の合議により決定、遂行する。
・取締役、執行役員及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規則で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
・当社グループの中期経営計画及び年次予算の策定を行い、当該計画または予算を目標として業績の管理を行う。

（運用状況）
・当事業年度においては取締役会を16回、執行役員会を48回開催し、取締役会規則・決裁基準等の社内規則に定める基準に基づき、当社グループの経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、中期経営計画及び予算の達成状況等、業績について報告しております。

5．子会社の取締役等の職務執行状況の報告その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
・当社において、子会社の経営内容を的確に把握するため、当社が定める関係規則において基準を定め、業績、その他重要な情報について定期的に報告を受ける。
・当社グループの各組織の業務が適正に行われているか否かを効果的にモニタリングするために当社に内部監査室を設置し、当社グループの内部監査を実施する。

（運用状況）
・当社取締役会及び執行役員会において子会社の業績等の重要な情報を報告するとともに、決裁基準及び関係会社管理規則等の定めに従い、子会社における一定の重要な意思決定について、当社取締役会及び執行役員会において事前にこれを審議・承認しております。
・内部監査室にて子会社に対する監査を実施し、その業務が適正に行われていることを確認しております。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・代表取締役は、監査役からの依頼があった場合、執行役員をもって、監査役と協議の上、必要に応じ監査役の職務を補助すべき使用人を指名させる。なお、この場合、補助すべき期間を設定することができる。
・上記使用人の人事異動、人事評価、及び懲戒処分にあたっては、監査役と事前に協議を行う。
・上記使用人は、監査役の補助に関する職務を行う際には、監査役の指示に従うものとし、取締役等からの指示を受けない。

（運用状況）
・監査役の職務を補助すべき使用人を指名し、監査役の求めに応じ、当該使用人が監査役の指示に基づき職務を行う体制を整えております。

7．当社グループの取締役等、監査役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当社グループの取締役等、監査役及び使用人は、当社監査役会で定めた年度の監査方針・監査計画に基づき実施される、監査役監査に対応する。
・当社グループの取締役等及び使用人は、当社監査役から要求があり次第、自らの業務執行状況を報告する。
・当社グループの代表取締役と当社監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に主要事項に関して協議を行う。
・内部通報窓口（コンプライアンス・ヘルプライン）への通報状況とその処理状況は、定期的に当社監査役に報告する。
・当社監査役へこれらの報告を行った当社グループの取締役等、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等、監査役及び使用人に周知徹底する。

（運用状況）
・当社監査役から業務執行状況に関する報告の要求を受けた当社グループの取締役等及び使用人は、適時適切に報告を行っております。

・コンプライアンス・ヘルプライン規則において常勤監査役及び内部監査室長を内部通報窓口の通報先と定めるとともに、その通報・処理状況についてコンプライアンス委員会及び監査役会において報告しております。また、当社監査役は、子会社のコンプライアンス・ヘルプライン通報状況及び処理状況について定期的に報告を受けております。
・当社及び子会社のコンプライアンス・ヘルプライン規則等において、通報者に対し通報を理由とした不利益な取扱いを行わないことを定め、これを周知徹底しております。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・当社は、監査役よりその職務の執行について、費用の前払い等の請求があった場合、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（運用状況）
・監査役の職務執行に必要と認められる費用・債務等については、監査役からの請求に基づき、速やかに処理しております。

9. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、取締役及び使用人の業務執行状況を適時適切に把握できるよう、取締役会、執行役員会等の重要会議に出席する権限を有する。
・監査役は、取締役及び使用人に対し、監査に必要な資料の提出並びに説明を求め、また全ての電子ファイルにアクセスする権限を有する。
・内部監査室は、当社グループに対する内部監査の実施状況、結果について取締役会への報告に加え、監査役会に対し報告を行う。

（運用状況）
・監査役は、取締役会、執行役員会その他の重要会議に出席し、必要に応じて議案の内容につき説明・報告を求めており、また内部監査室と連携して、取締役及び使用人の業務執行の状況について定期的に監査を実施しております。
・当社は、当社ネットワーク上の全ての電子ファイルにアクセス可能な権限を常勤監査役に付与しております。
・内部監査室は、当社グループの内部監査の結果を取締役会及び監査役会において報告しております。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用体制を構築するとともに、かかる体制が適正に機能していることを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を行う。

（運用状況）
・内部監査室が、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、財務報告に係る内部統制の整備・運用評価を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応することとし、反社会的勢力等対応規則を制定し、内部通報制度を適切に運用することで、反社会的勢力との関わりを一切持たず、反社会的勢力の排除に向けて取り組んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、当社および当社子会社における会社情報の開示について、迅速、正確かつ公平に行えるよう社内体制の充実を図り、法令及び東京証券取引所の規則等に従い、EDINET、TDnet、当社ホームページ等に情報を掲載します。
当社の情報開示責任者は、経理財務業務を全体的に統括する執行役員がこの任にあたります。また、情報開示担当部門は、IR担当部門がこの任にあたります。
情報開示の要否については、情報開示責任者が法令、東京証券取引所の規則等が定める開示情報にあたるかを判断し、情報開示を行うと決定した場合は、情報開示担当部門が開示手続きを行います。
情報の開示は、EDINET、TDnetを利用して行うほか、開示後、必要に応じプレスリリースの発表、ホームページへの掲載、記者会見等の方法により行うものとし、具体的な開示の方法・時期・内容等は情報開示責任者が決定します。
当社は情報開示に関する基本方針を「ディスクロージャーポリシー」として定め、社内外にこれを周知しております。

【ディスクロージャーポリシー】
基本方針
株式会社テラプローブは、ステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性を基本に各種法令並びに東京証券取引所の定める諸規則を遵守し、タイムリーで且つ正確な情報の開示を推進します。また、当社を理解していただくために有効と思われる情報を積極的に開示し、ステークホルダーとの関係強化を目指します。当社は、「企業の社会的責任（CSR）」の観点からも適時、適切な情報開示に努めてまいります。

情報開示の方法
法令及び東京証券取引所の規則等に定める重要事実の開示は、EDINET、TDnetで行います。EDINET、TDnetによる開示後、速やかに当社ホームページへも掲載します。また、適時開示規則には該当しないその他の情報につきましても、当社への理解を深めていただくために有用と思われる情報は、適時開示の趣旨を踏まえて報道機関や当社ホームページを通じて公開します。

ディスクロージャーポリシーの遵守
当社は、役職員全員に上記の基本方針を周知徹底し、遵守します。

沈黙期間
当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、各四半期決算期日の翌日から各四半期決算発表日までの期間を「沈黙期間」とし、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとします。ただし、この沈黙期間中に業績予想が大きく変動する見込みが出てきた場合には、適時開示規則に従い、適宜、情報開示を行うこととします。なお、沈黙期間であっても、すでに公表されている情報に関する範囲のご質問等につきましては対応します。

業績予想および将来の見通しに関する事項
当社が開示する情報のうち、将来の業績に関する見通しは、公表時点で入手可能な情報や合理的と判断する一定の前提に基づいています。したがって、将来の業績等につきましては、様々なリスクや不確定要素の変動および経済情勢の変化などにより異なる場合があります。

【コーポレートガバナンス体制図】

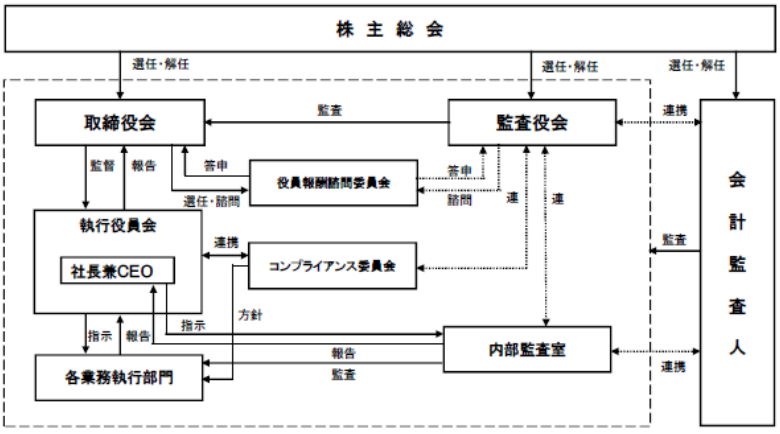

【適時開示体制の概要】

